

# 山鹿市の施策のポイント (住民・専門職協働のしくみづくり)

## 多様な人材育成と啓発

- ・ 認知症サポートリーダー(市民・専門職)
- ・ 認知症サポーター(一般・こども・高齢者)
- ・ 介護予防サポーターほか

基本は人材育成と環境づくり。  
市民が自ら動けるまちづくりが狙い。

## 地域資源のネットワーク構築

- ・ 認知症地域支援ネットワーク(医療・介護・家族・市民)
- ・ 医療連携ネットワーク(かかりつけ医・専門医・包括等)
- ・ 徘徊SOSネットワーク(警察・行政・事業所・市民)
- ・ 権利擁護ネットワーク(社協・行政・法律関係者・専門職)など

必要なのは「人」、そのために必要なのが「人が動く環境」

## 地域の拠点づくり

- ・ 地域密着型サービス拠点
- ・ 介護予防拠点
- ・ 住民活動やサロン支援





(熊本県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	山鹿市
②人口（※1）	55,747人（H25.3.31現在）（ ）
③高齢化率（※1） （65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）	65歳以上 17,543人（31.5%）（ ） 75歳以上 10,305人（18.5%）
① 取組の概要	高齢者が安心して暮らし続けるための、さまざまなサービスや地域活動が、日常生活圏域ごとにネットワークを形成し連動するための「地域ケアシステム」構築に向けた活動として、 ① 多様な人材育成と啓発 ② 地域資源のネットワーク構築 ③ 地域の拠点づくり を行っている。
⑤取組の特徴	地域住民と専門職の協働によるまちづくり
⑥開始年度	H18年度～
⑦取組のこれまでの経緯	直営の地域包括支援センターを中心にして様々な人材育成を行うとともに、それら人材や資源のつながる仕組みや活動の場づくりを行ってきた。
⑧主な利用者と人数	
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	市および地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・介護各事業所（特に地域密着型サービス事業所）、NPO法人、市民ボランティア等
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	直営の地域包括のため、様々な事業は市として実施することが多い。
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	国庫・県補助事業（地域支援事業、認知症対策総合推進事業、地域支え合い体制づくり事業、地域包括ケア推進事業、地域介護福祉空間整備交付金等）
⑫取組の課題	地域資源や連携体制についての地域間の差 市民への幅広い情報発信や多くの人が参画する仕組みづくり
⑬今後の取組予定	訪問看護の充実とスムーズな医療連携のための体制づくり 圏域ごとの多職種参加の地域ケア会議および各拠点活動強化
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	山鹿市市民福祉部介護保険課 0968-43-1077

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



## 人材育成と啓発

様々な入り口から、人材を養成。  
参加者の主体的な活動支援と  
そのための場づくり。

### 脳いきいきサポーター



読み書き計算等の  
学習療法を中心と  
した認知症予防教  
室の運営

### 介護予防サポーター



介護予防拠点やサロンでの  
支援活動

## 認知症サポートリーダー

認知症の人や家族  
を地域で支えたり、  
地域の啓発活動を  
担う



### シニア男性キッチンサポーター

徘徊模擬訓練や予防拠点での活動を通し  
て介護の現場とかがわる



### 生活支援サポーター (H24～養成)

訪問してのゴミ分別などの  
生活支援活動

### 市民後見人 (H23～養成)

後見センターの支援員とし  
て成年後見活動





# 地域資源のネットワーク構築

目的: 認知症の人や家族・市民がいつ、どこに相談しても適切な支援(医療・介護・地域の支援)につながっていく仕組みづくりをする

## 認知症地域支援ネットワーク

地域住民

サポーター、サポートリーダー  
認知症の人・家族

訪問・相談支援

市民・家族としての参画

地域包括支援センター

医療機関訪問・相談・つなぎ

事業所訪問・相談支援・つなぎ

保健  
福祉  
行政

かかりつけ医

医療

専門医療機関

精神科病院・クリニック・総合病院  
神経内科・脳外科等

認知症疾患医療センター

地域拠点型センター: 山鹿回生病院  
基幹型センター: 熊本大学病院

医療・介護・包括・サポートリーダーによる月1回の定例会議、事例検討や市民向け研修会等を実施

介護

ケアマネジャー

介護サービス事業所



※疾患医療センター・包括地域支援推進員による定期(月2回)および随時相談対応

※事例検討は事業所・ケアマネ・包括・疾患医療センター等の事例を検討

サポート医との定期会議

ネットワーク主催の市民フォーラムの開催(年1回)



# 地域の拠点づくり

## 地域拠点整備と活動支援

### (地域密着型サービス・介護予防拠点等)

地域密着型サービス: 日常交流や相談窓口、徘徊模擬訓練の拠点、サポートリーダーの実習施設としても活用。

介護予防拠点も重要な活動拠点。

(地域密着事業所・障がいの事業所・学童施設等との併設)

多様な場の設定による資源の開拓

### サロン活動や「地域の縁がわ」活動支援

地域住民主体のサロン活動: 地域の課題を自ら解決していくきっかけづくり

- 公民館や自宅を使つてのサロン
- ショッピングセンターでの買い物サロン
- 認知症の人や家族のつどい
- 食事会
- 一時預かり
- 多世代交流

地域介護・福祉空間整備交付金を活用、圏域を指定し公募により整備





第5期  
山鹿市  
高齢者福祉計画及び  
介護保険事業計画

2012  
2014

平成 24 年 3 月  
熊本県山鹿市



## 2 計画の理念・目的・基本方針

### (1) 理念

山鹿市が目指す将来都市像

ぬく まち  
「まほろば創世・人輝く温もりの都市やまが」

本市の「第1次山鹿市総合計画」(平成17年度策定)の基本構想では、平成27年度(2015年)を目標年次とした、総合的・計画的な将来都市像として「まほろば創世・人輝く温もりの都市やまが」を掲げています。

「まほろば創世」は、豊かな自然と歴史的資源を活かし、だれもが住みやすく、美しく、素晴らしい「ふるさと」を創り上げたいとの思いが込められています。

「人輝く都市」は、市民一人ひとりが自立し生き生きとした人生を過ごすとともに、行政、市民、団体等が、それぞれの役割を果たし、個性・活力に満ちた「協働」のまちづくりを進めることを表現しています。

「温もりの都市」は、伝統を大切にしながら、お互いを思いやる心の温もりと、恵まれた自然環境や産業の活性化によって、やさしさに満ちた都市の姿を現しています。

第5期計画の推進にあたっては、「まほろば創世・人輝く温もりの都市やまが」の基本となる、①心豊かにたくましく生きる人づくり、②活力ある産業づくり、③地域とともに支え合う暮らしづくり、④安全で快適な暮らしを支える基盤づくりの4つの視点で、高齢者の暮らしと健康を守っていきます。

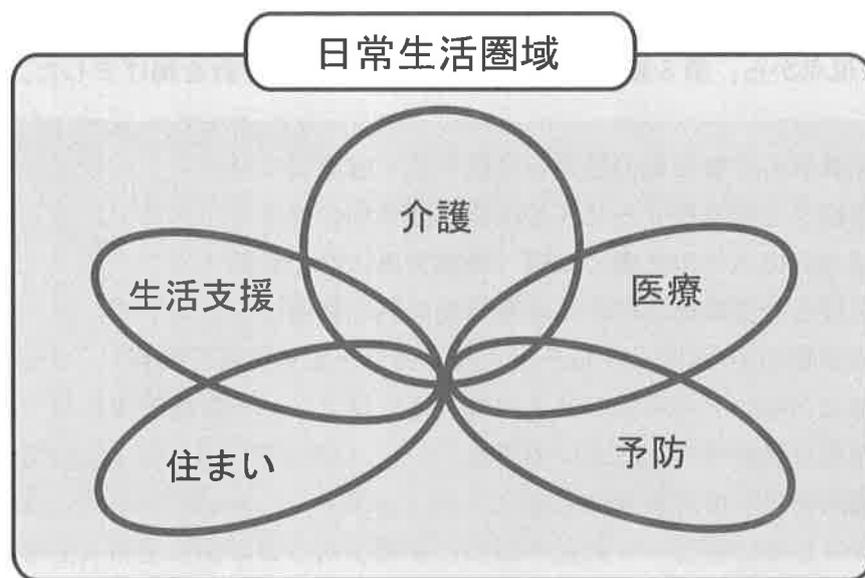
### (2) 目的

本市では、平成27年度における目指す都市像として、「高齢者の誰もが尊厳を保持するとともに、その人らしく自立し、住みなれた家庭や地域社会で、心豊かに生き生きと暮らすことができる都市やまが」を掲げています。

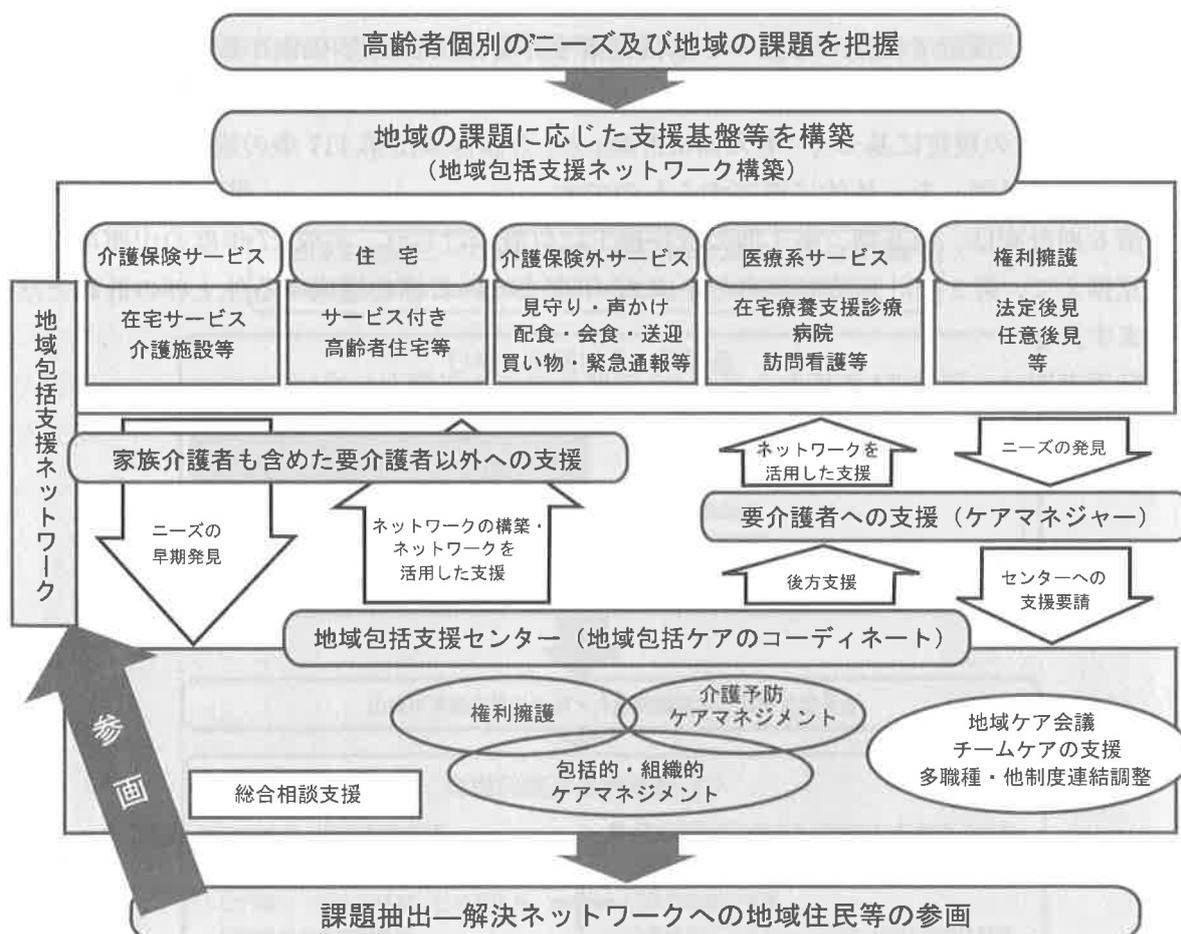
今後、高齢化の一層の進展が予想される本市において、高齢者が安心して暮らし続けるためには、従来の介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスを拡充するだけでなく、医療サービス・生活支援サービス・権利擁護・住まい等と連携した支援体制が必要です。

あわせて、地域住民、とくに高齢者自らが参画し、健康づくりや支え合い活動を展開する地域全体の取り組みが重要となります。それらのさまざまなサービスや地域活動が、日常生活圏域ごとにネットワークを形成し連動するためには、「地域包括ケアシステム」の構築・推進が大きな課題となっています。

■地域包括ケアシステムの概念



■地域包括ケアシステムの構築



### (3) 基本方針

これらの視点から、第5期計画では、次の8つの基本方針を掲げました。

- ① 高齢者の社会活動の推進と介護予防・健康づくり
- ② 多様な生活支援サービスや権利擁護体制の拡充
- ③ 認知症の人への医療・介護・地域支援体制の充実
- ④ 医療と介護の連携による在宅療養体制の整備
- ⑤ 高齢者の24時間365日を支える介護サービスの基盤整備
- ⑥ 地域包括ケアの中核である地域包括支援センターの機能強化
- ⑦ 良質な高齢者向け住まいの確保
- ⑧ 低所得者への支援策の拡充

## 3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、高齢者に関する様々な福祉施策や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画であり、上位計画である「山鹿市総合計画」との整合性を保ち、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

第5期計画は、第3期、第4期の延長線上に位置づけられ、平成27年度の山鹿市の姿を見据えて、第3期計画時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。



## 4 計画策定に向けた取り組みと体制

### (1) 計画策定への取り組み

第5期計画の策定にあたっては、市民の皆様のご意見を反映させるために、「日常生活圏域ニーズ調査」の実施・分析とともに、「山鹿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」(5回)を開催しました。

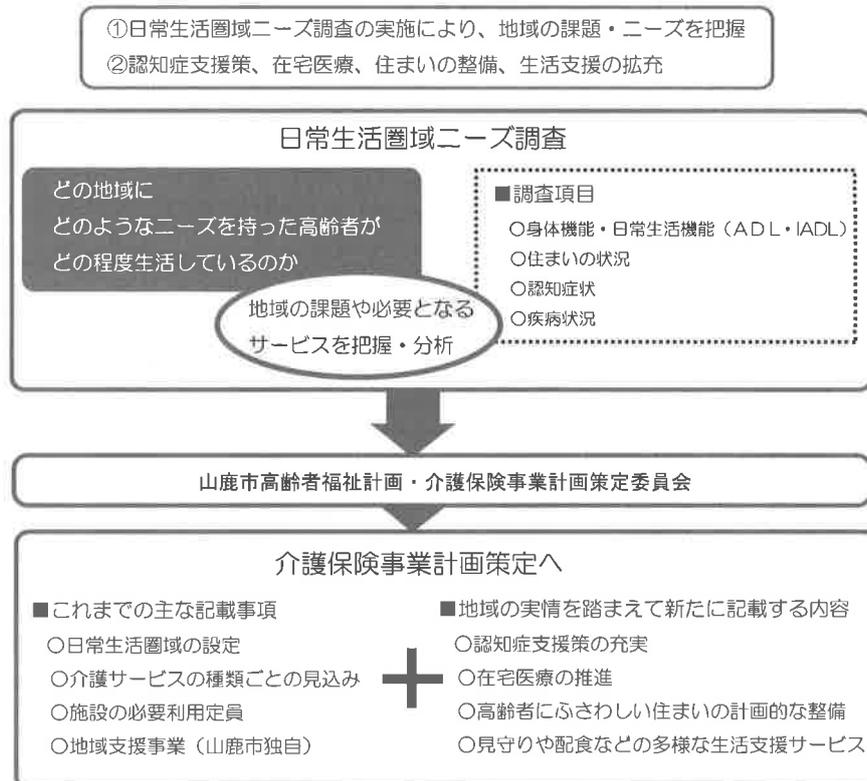
#### 1) 日常生活圏域ニーズ調査

本計画策定にあたって、本市の高齢者(65歳以上)の現状や意識、サービスの利用状況、ニーズ等を日常生活圏域ごとに把握し、計画の見直しに必要な基礎資料を得ることを目的に実施しました。

#### 2) 山鹿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

本計画策定にあたって、学識経験者、医療関係者、公募による市民、高齢者福祉・介護施設、事業所関係者、関係団体代表など、本市の高齢者福祉分野に係わる委員23名で構成する「山鹿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、今後の方策について幅広くご意見や提案をいただきました。

#### ■計画策定の経緯



## (2) 計画の進行管理・点検

### 1) 山鹿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

計画策定にあつた「山鹿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」では、計画策定後も計画を円滑に推進していくために、施策の進捗状況の点検と結果等の評価を行っていただくとともに、課題解決のためのご意見を求めていきます。

### 2) 山鹿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進庁内部会

庁内の高齢者施策にかかわる部局が連携し、高齢者福祉施策を総合的に推進することで、高齢者の暮らしと健康を守るために「山鹿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進庁内部会」を設置し、計画の進捗状況の定期的なチェックを実施します。部会では、各日常生活圏域の特性を十分に踏まえた上で、進捗状況や高齢者の生活環境の変化に対応した計画の見直し等を検討します。

### 3) 山鹿市地域包括支援センター運営協議会

「介護保険法」第115条の39に規定されて設置された「山鹿市地域包括支援センター」の運営については、各日常生活圏域の特性を反映させる視点で、中立性の確保、人材確保支援、機能強化、地域拠点の整備などについて、山鹿市、地域のサービス事業者、関係団体等で構成する「山鹿市地域包括支援センター運営協議会」が、意見や助言等を行います。

### 4) 山鹿市地域密着型サービス運営委員会

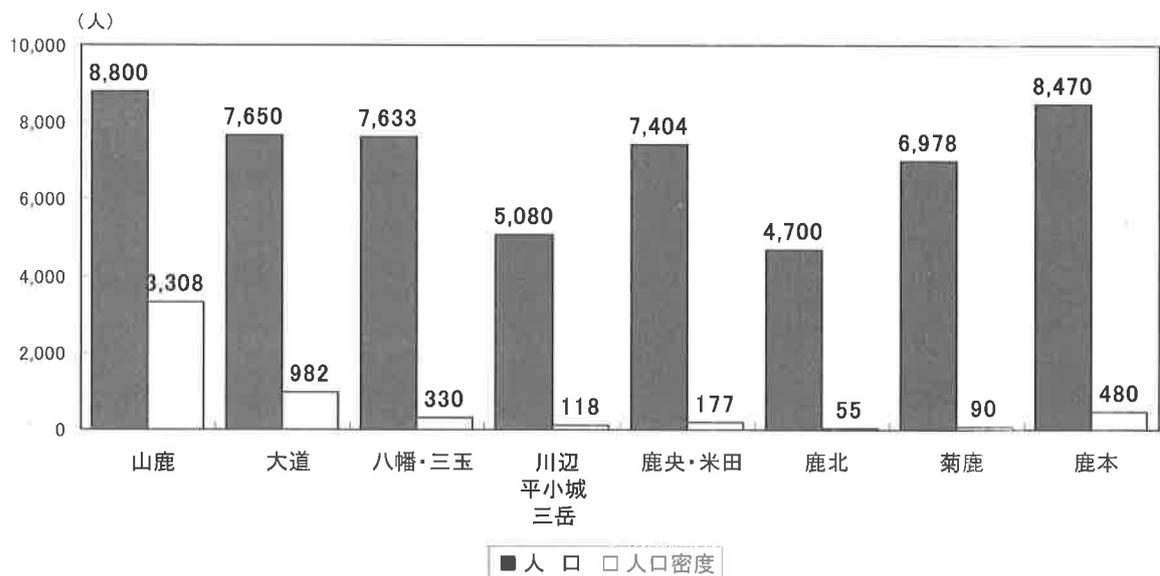
「介護保険法」第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項等に規定する措置として「山鹿市地域密着型サービス運営委員会」を設置しています。同委員会では、日常生活圏域ごとのニーズに対応した地域密着型サービスの指定、また地域密着型サービス基準及び介護報酬を設定する場合に、市長へ意見を述べるほか、地域密着型サービスの質の確保、運営評価、その他サービスの適正な運営のために定期的な協議を行います。

### (3) 日常生活圏域の設定

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心した生活をするができるように、市域を「山鹿」、「大道」、「八幡・三玉」、「川辺・平小城・三岳」、「鹿央・米田」、「鹿北」、「菊鹿」、「鹿本」の8つの日常生活圏域に分け、その圏域の特性に応じて、介護サービスの基盤整備を推進しています。



■日常生活圏域別の人口・人口密度（1km<sup>2</sup>あたり）の現状（平成23年6月1日現在）



## 5 計画の期間

本計画は、3年ごとに見直しを行うこととなっており、平成23年度に見直しを行いました。第5期計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

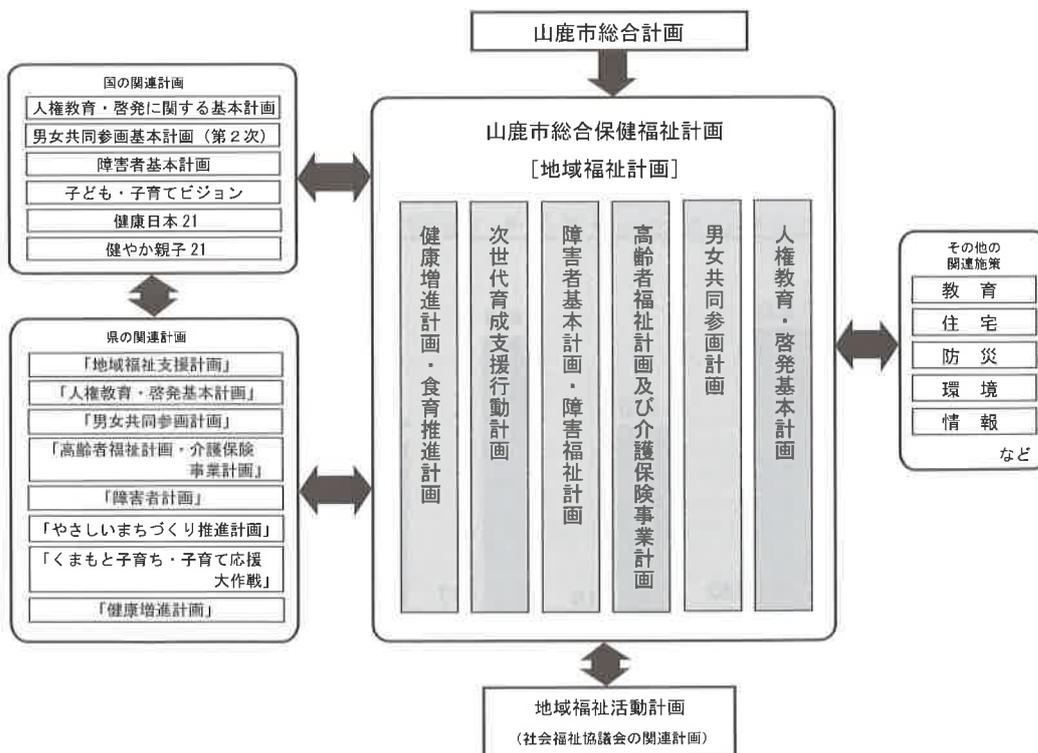
今回の見直しでは、今後の高齢化の動向、本市の高齢者福祉施策における課題等を日常生活圏域ごとに整理し、超高齢社会をめぐる重要課題に対して目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしたものです。

## 6 他の計画との関係

本計画は、「第1次山鹿市総合計画」（平成17年度策定）を基本に、「山鹿市総合保健福祉計画」及び「山鹿市健康増進計画」、「山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画」など、主に高齢者の保健、医療、福祉に関する事項を定める計画との連携・調和を図り、高齢者の健康維持・向上と生活支援を推進するための指針となるものです。

さらに、本計画は「老人福祉法」「介護保険法」等に基づき、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体のものとして策定したもので、本市の高齢者福祉施策の基本的な方向に沿った施策を推進していくため、平成26年度の目標達成に至る最終的な計画として位置づけられています。

### ■計画の位置付け



## 第2章 第4期計画の取り組みと課題

現行の第4期計画（平成21年度～平成23年度）の取り組みを通しての課題は次のとおりです。

### 1 予防

#### (1) 介護予防サービス体制の整備

##### 取り組み

- ・基本チェックリストの全数配布と回収により、二次予防対象者の把握が進みました。
- ・「温泉わくわくクラブ等」の二次予防事業や「脳いきいき教室」などの一次予防事業、介護予防拠点などを拡充してきました。

##### 課題

- ・介護予防の必要なハイリスク者への継続的な個別支援が必要です。
- ・地域の介護予防拠点に、より多くの高齢者が参加できる体制づくりが必要です。
- ・生活習慣病予防や悪化防止対策が必要です。

#### (2) 自立支援に向けたケアマネジメント

##### 取り組み

- ・介護予防ファイルの活用等により、主体性と意欲を高めるマネジメントに取り組んでいます。
- ・地域包括支援センターの事例検討会や主任ケアマネジャーの連携会議を行っています。

##### 課題

- ・高齢者に対する、自立や介護予防への意識啓発が必要です。
- ・要支援および要介護認定者への積極的な自立支援の取り組みが不十分です。

#### (3) いきがいくくりや社会参加の促進

##### 取り組み

- ・各種サポーターの養成や活動支援を拡充しています。
- ・老人クラブ・シルバー人材センター等の活動支援を行っています。

##### 課題

- ・多くの元気高齢者が地域活動に参加する仕組みが必要です。
- ・既存の組織に所属する人は減っており、新たな社会参加の場づくりが求められています。

### 2 介護

#### (1) 介護サービスの質的向上と制度の円滑な運営

##### 取り組み

- ・ケアプランチェックや住宅改修事前調査等を行っています。
- ・ケアマネジャーや主任ケアマネジャー研修等を行っています。
- ・地域密着型サービス実地指導を行っています。

##### 課題

- ・認定申請から結果通知までの迅速化等の課題があります。
- ・ケアマネジャーへの更なる支援体制が必要です。
- ・地域密着型サービスの指導監査体制の強化が必要です。

## (2) 介護サービス基盤の整備

### 取り組み

- ・各生活圏域に、グループホーム・小規模多機能の整備を行いました。
- ・夜間対応型訪問介護サービスを整備しました。

### 課題

- ・圏域ごとの、ニーズに応じた在宅サービス提供体制の充実が必要です。
- ・医療と介護の連携強化が必要です。

## (3) 要介護高齢者の住まいの確保

### 取り組み

- ・養護老人ホームを民営化し、再編整備をすすめています。
- ・住宅改修や住宅改造助成事業を行っています。

### 課題

- ・低額な料金で入居できる高齢者の居住の場の確保が必要です。
- ・サービス付き高齢者住宅等については計画的な整備等の検討が必要です。

## (4) 家族介護支援

### 取り組み

- ・地域包括支援センターでの相談支援や「家族のつどい」などのサポート体制をすすめてきました。
- ・在宅の要介護3以上の人に対する紙オムツの支給を行っています。

### 課題

- ・地域包括支援センターの周知が十分ではありません。
- ・介護者負担軽減につながるサービス提供体制の充実が必要です。

## (5) 認知症対策の推進

### 取り組み

- ・認知症疾患医療センター等と連携した早期支援体制を整備してきました。
- ・認知症サポートリーダーなどの人材育成や活動支援を行っています。
- ・地域支援のネットワークづくりをすすめてきました。

### 課題

- ・認知症に対応した個別性・継続性のある質の高いサービス提供体制が求められています。
- ・地域支援体制の拡充と更なる啓発が必要です。

## (6) 低所得者への支援

### 取り組み

- ・利用者負担の軽減措置に取り組んでいます。

### 課題

- ・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の普及が進んでいません。

### 3 地域ケア

#### (1) 地域包括ケア体制の整備

##### 取り組み

- ・地域包括支援センターだより等による情報提供に努めています。
- ・医療・介護関係者のケア会議や研修会を行っています。

##### 課題

- ・地域ケア会議等により関係者の切れ目ない連携体制の確立が必要です。
- ・地域資源を活用した多様なサービスの開発とネットワークづくりが必要です。

#### (2) 地域での支えあいネットワークづくり

##### 取り組み

- ・各種サポーター等の人材育成をすすめています。
- ・NPO等との協働の取り組みを始めています。

##### 課題

- ・住民主体のさまざまな地域活動への支援と拡大が必要です。
- ・地域ごとに必要な課題に対応するネットワークづくりが必要です。

#### (3) 安心・安全のしくみづくり

##### 取り組み

- ・緊急通報装置等の在宅サービスを行っています。
- ・あいのりタクシーや市内循環バス等の整備がすすんでいます。
- ・成年後見センター等との連携による権利擁護体制をすすめています。

##### 課題

- ・圏域ごとの相談支援体制の充実が必要です。
- ・地域での見守り体制や災害時の支援体制の整備拡充が必要です。
- ・虐待防止や権利擁護についての啓発が不十分です。